

議案第63号

令和4年度小山町一般会計補正予算（第4号）

静岡県駿東郡小山町

議案第 6 3 号

令和 4 年度小山町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度小山町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 0 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 , 8 5 9 , 8 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 2 1 日 提 出

小 山 町 長 池 谷 晴 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
23 町債		885,700	50,000	935,700
	1 町債	885,700	50,000	935,700
歳入	合計	12,809,899	50,000	12,859,899

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		1,567,947	50,000	1,617,947
	3 河川費	63,022	50,000	113,022
歳出	合計	12,809,899	50,000	12,859,899

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
普通河川維持管理事業	28,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	78,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

予 算 に 関 す る 説 明 書

1 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
23款 町債	885,700	50,000	935,700			
1項 町債	885,700	50,000	935,700			
5目 土木債	235,500	50,000	285,500			
				2 河川債	50,000	1 普通河川維持管理事業債 50,000

2 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
7款 土木費	1,567,947	50,000	1,617,947		50,000					
3項 河川費	63,022	50,000	113,022		50,000					
1目 河川費	63,022	50,000	113,022		50,000					
							12 委託料	50,000	(2) 普通河川維持管理事業費 12 測量設計（石沢排水路） 測量設計（無名沢排水路）	50,000 15,000 35,000